

機器分析ユーザー会議要項

令和5年5月23日 制定

(趣旨)

第1条 この要項は、岩手大学研究支援・産学連携センター基盤管理・機器分析ユニット要綱第3条の2の規定に基づき設置する機器分析ユーザー会議（以下、「本会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本会議は、分析機器の運用状況の透明性を確保するとともに、分析機器ユーザーの意見等を広く吸い上げ、分析機器の効率的な利活用につなげていくことを目的とする。

(任務)

第3条 本会議は、次に掲げる事項について協議する。

- ① 中期目標・中期計画のうち、分析機器に関すること
- ② 分析機器の活用による研究支援に関すること
- ③ 分析機器の運用状況に関すること
- ④ 分析機器の修繕計画に関すること
- ⑤ 分析機器の新規導入計画に関すること
- ⑥ 分析機器の外部利用に関すること
- ⑦ その他分析機器に関し、研究支援・産学連携センター長から指示があったこと

(組織)

第4条 本会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- ① 研究支援・産学連携センター専任教員のうち、機器分析を担当する教員
 - ② 低温室室長、室主任者及び室利用教員
 - ③ 分析構造解析室主任者及び室利用教員
 - ④ 電子顕微鏡室主任者及び室利用教員
 - ⑤ 機能計測室主任者及び室利用教員
 - ⑥ 生物・食品解析室主任者及び室利用教員
 - ⑦ その他本会議において参加することが必要と認められた者
- 2 前項のうち、室利用教員は各室最大2名までとする。
- 3 室長もしくは、室主任者が参加出来ない場合は、副主任者の参加を可能とする。
- 4 本会議の進行は、研究支援・産学連携センター専任教員のうち、機器分析を担当する者をもって充てることとするが、欠席の場合は、構成員の中から互選により選出することとする。

る。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、本会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年 月 日から施行する。